

住宅用火災警報器

普及員が皆さんの家庭を訪問します

国の緊急雇用創出事業に伴い、県の委託を受けた住宅用火災警報器普及員が、市内の全世帯から無作為に抽出された各戸を訪問します。

この事業は、住宅火災による死傷者が出るのを防ぐため、住宅用火災警報器の普及啓発を目的とし、火災対策を含めたアドバイスやアンケート調査を行うものです。

普及員は、ロゴ入りの帽子・作業服・ベスト・腕章を身に付け、身分証・名刺を携行し、2人1組で訪問します。

この事業では、住宅用火災警報器の取り付けや販売、あつせんをすることはありません。訪問の際は、ご協力をお願いします。

住宅用火災警報器は、条例で全ての住宅の寝室と、寝室が2階などの場合は階段にも設置が義務付けられています。

期間 9月1日(水)～平成23年2月

使用済みとなった自動車は、販売店や引取業者に引き渡して廃車手続きをするなど、適切に処分してください。

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

住民基本台帳カード

さまざまなサービスが受けられます

28日(月)土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時
※くわしくは市消防本部予防課(☎20-1591)、同課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/shobo/>)、住宅用火災警報器相談室(☎0120-565-911)へ。

使用済み自動車

処分は適正に

道路などに放置された自動車は、通行の妨げとなり、地域の美観を損ねます。また、放置自動車周辺にごみを不法投棄されるなど、生活環境の悪化にもつながります。

市では、「成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」により、所有者・使用者に早急な移動を指導しています。

証番号を本人が設定しますので、あらかじめ用意してください。生年月日など、分かりやすい番号は避けてください。

住基カードの交付手数料は500円で、有効期限は発行日から10年ですが、市外に転出したときは無効になります。市内で転居した場合は住所の修正を行いますので、カードを市民課または下総・大栄支所市民福祉課へ持ってきてください(赤坂・遠山市民課分室では手続きできません)。

受けられるサービス

○付記転出入の特例処理：住基カードがある人は、特例の転出届(付記転出)を前の市町村に郵送で行うことで、転出証明書なしに新しい市町村窓口で転入届(付記転入届)ができます

○公的個人認証サービス：インターネットを通じて行政手続きを安全に行うために使用する、「電子証明書」の交付を受けることができます。手数料は500円です。インターネットに接続できるパソコンと住基カードの情報を読み書きするためのカードリーダーが必要

です

○住民票の広域交付：住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、全国どこの市町村でも本人または同世帯の人の住民票の交付が受けられます(本籍・筆頭者氏名は記載されません)。交付を受けるには、住基カードまたは運転免許証やパスポートが必要です。成田市の交付手数料は300円です。手数料は、交付する市町村により異なります

※くわしくは市民課(☎20-1525)へ。

8月の水道水の排水作業

市水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますので、ご了承ください。受水槽を使用している場合は、万が一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
8月2日(月)	並木町地区	午後11時～翌午前5時

※くわしくは水道部工務課(☎22-0269)へ。

市長日誌

【7月1日～15日】

1日	社会を明るくする運動街頭キャンペーン 成田空港成長戦略会議
2日	防火協会総会表彰式
3日	印旛郡市PTAバレーボール大会
4日	千葉県消防協会印旛支部消防操法大会
5日	サンブルーノ市中学生友好訪問団 表敬訪問
6日	自衛官募集相談員委嘱状交付 建設工事表彰式 副知事と市町村長との意見交換会
7日	献血推進協議会総会
8日	成田空港緊急戦略プロジェクト会議
9日	成田山祇園会 特別大護摩供・御輿・山車、屋台安全祈願 成田屋十一代目 市川海老蔵丈ご夫妻結婚奉告参詣
10日	成田湯川駅開業祝賀会
12日	市民運動会実行委員会
15日	原水爆禁止国民平和行進 老人クラブ連合会老人クラブ大会 成田新高速鉄道竣工式典 まちづくり茶論



成田湯川駅開業祝賀会でテープカット

帰宅困難時の対策

緊急の事態に 対応するために

自宅から離れた場所にいるときに、地震などにより公共交通機関が止まってしまつと、帰宅することが困難になる恐れがあります。外出中に地震などが発生したら、次のことに留意しましょう。

○身の安全を確保する

○災害用伝言ダイヤル(☎1771)

○家族の安全を確かめる
○交通機関や道路の被害状況などの情報を入手する

○周囲の状況に応じて冷静に行動する

○帰宅できるまで、外出者同士が助け合う

○職場などに携帯ラジオ・スニーカー・懐中電灯・手袋・飲料水

などを用意しておく

○発災時の安否確認の方法や集合場所を家族で話し合つておく

○自宅の耐震化や、家具などの転倒防止策を講じる

※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。

優良業者・優良工事の表彰

施工技術の 向上のために

市では、建設業者の施工技術の向上・育成を目的に、市が発注した建設工事を優良な成績で完成した業者などを表彰しています。

平成21年度優良業者・優良工事は、次の通りです。

優良業者 小柴建設(株)、郡司建設(株)、原建設(株)、誠光電設(株)、伊藤建設工業(株)、(株)サンショウ冷熱

優良工事 道路改良工事(野毛平小泉線)1工区(施工 小柴建設(株)、道路改良工事(野毛平小泉線)1工区その2(施工 オバタ総業(株))

※くわしくは契約検査課(☎20-1515)または同課ホームページ(<http://www.city.narita.a.chiba.jp/sisei/sosiki/keiya-ku/index001.html>)へ。

公共下水道への接続
トイレの水洗化は
3年以内に

公共下水道の利用ができるようになると、浄化槽トイレやくみ取り便所を3年以内に水洗トイレに改造することが法律で義務付けられています。

処理区域内の土地所有者、使用者または占有者は、なるべく早く

台所や風呂、洗濯などによる汚水、雑排水を公共下水道に直接流す排水設備を設置してください。

下水道供用開始公示後1年以内の工事の場合は、3万円(公示後1年を超え3年以内の工事であれば、2万5千円)の改造資金補助金助成や、融資のあつせん、利子補給(借入額30万円を限度)を実施しています。

排水設備の接続は指定工事店で排水設備工事は衛生上大切な工事ですので、定められた基準に従つて正しく施工する必要があります。工事は指定工事店に依頼し施工しましょう。

※くわしくは下水道課(☎20-1553)へ。

自転車の安全利用 歩行者や運転者も ルールを理解しましょう

自転車が無秩序に歩道を通行するなど、ルールを守らない利用が目立っており、自転車が関係する交通事故は、全事故の2割を占めています。

自転車に乗るときは、ルールを守つて安全に走行しましょう。歩行者や車の運転者も自転車のルールを知り、安全を心掛けましょう。

8月1日は水の日

自転車は車道通行が原則ですが、次の場合は歩道を通行できます。

- 歩道通行可の標識などがある
- 自転車の運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、体の不自由な人

交通状況からやむを得ないとき

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

水への関心を高め、理解を深めてもらおうと、8月1日は「水の日」と定められています。

わたしたちが毎日使っている水道水は、地下水と河川水が水源です。水を使うときは節水を心掛け、限りある資源を大切にしましょう。

※くわしくは市水道部業務課(☎22-0269)へ。



小中学校の通学区域

指定学校変更や 区域外就学が可能です

市立の学校に就学する児童・生徒は、あらかじめ定められた通学区域(学区)の学校に通学することが原則となっています。ただし、事情があつて学区以外の学校へ通学を希望する場合には、保護者の申し立てにより指定学校変更や区

域外就学が認められることがあります。

指定学校変更

市内に住む児童・生徒に対して、定められた学区以外の市立小中学校への通学を認める制度

区域外就学

市外に住む児童・生徒に対して、成田市立小中学校への通学を認める制度

指定学校変更や区域外就学の要

指定学校変更・区域外就学の要件

理由・事例	指定学校 変更	区域外 就学
地理的条件や通学路の安全を確保する場合	○	—
小学校への通学距離がおおむね1.5km以上で、より近い小学校への通学を希望する場合(注1)	○	—
中学校への通学距離がおおむね2.0km以上で、より近い中学校への通学を希望する場合(注1)	○	—
下校後の小学生を祖父母などが養育する場合	○	○
児童ホームに通う場合	○	—
住宅の建て替え・購入などによる場合	○	○
最終学年(小6・中3)になってからの住所変更がある場合	○	○
家庭の事情により住民票の異動が困難である場合	○	○
日本語指導などの支援を必要とする場合	○	—
児童・生徒の身体的理由による場合	○	○
いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合	○	○
市外転居で心身への多大な悪影響が懸念される場合	—	○
小中学校へ入学後の市内転居で、転居前の学校への通学を希望する場合	○	—
小中学校へ入学後の市外転居で、一時的に転居前の学校への通学を希望する場合	—	○
指定学校変更を承諾された児童が、変更後の小学校の学区の児童が進学する中学校への通学を希望する場合	○	—
兄弟姉妹の指定学校変更に伴う場合	○	—
兄弟姉妹の特別支援学級就学に伴う場合	○	—
指定学校に希望する部活動がないため、該当する部活動がある最寄りの中学校への通学を希望する場合(注1)(注2)	○	—

(注1)学校の収容力などにより、制限があります

(注2)成田市立中学校に新たに入学・転校する児童・生徒が対象となります

中卒認定

高校入学試験の 受験のために

国では、病気などでやむを得ず小中学校に就学することができなかった人を対象に、中学校卒業程度の学力があることを認定する試験を行っています。

これに合格すると、高校の入学試験を受けることができます。

※くわしくは県教育庁指導課(☎043-223-4056)へ。

農薬の安全使用

飛散による被害を 防ぐために

住宅地などで除草剤(農薬)を散布するときは次のことを守り、飛散しないよう注意してください。

○周囲に影響が少ない時間帯を選び、風が無いときや弱いときに最小限の範囲にとどめ、風向きや散布方向などを考えて隣接地へ飛散しないよう注意をする

○庭木など食用としない植物への散布であっても、農薬取締法に基づいて登録された農薬を使用し、ラベルに記載されている使用上の注意を守って使用する

○事前に周辺の住民に農薬の使用目的・散布日時・農薬の種類などを連絡し、散布時には立て看板などで区域内にはほかの人が入らないように注意する。特に、学校や通学路があり、散布時に通行が予想される場合には、学校や保護者などに連絡する

○農薬を使用した年月日、場所、農薬の種類・名称、希釈倍率、対象植物などを記録し、一定期間保管する

※農薬と健康に関する相談は農政課(☎20-1541)または健康増進課(☎27-1111)へ。

都市計画

東町・花崎町地区の地区計画の原案を、次の通り縦覧できます。

縦覧できます

日時：8月3日(火)～17日(火)(土・日曜日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

会場：都市計画課(市役所5階)

利害関係者で、この原案に意見のある人は、8月24日(火)までに意見を提出することができます。

※くわしくは市都市計画課(☎20-1560)へ。